



平成 18 年 11 月 14 日

各 位

本 店 所 在 地	大阪市中央区南本町 1 丁目 3 番 17 号
会 社 名	株 式 会 社 イ ツ コ 一
代表者の役職名	代表取締役社長 岡 本 隆 男
(コード番号	8 5 0 8 )
(上場取引所	大阪証券取引所 市場 第 2 部 )
決 算 期	3 月
問い合わせ先	常務取締役 高 柳 芳 信
電 話 番 号	06-6264-0015

社員不祥事の発生について

この度、弊社において内部通報により社員不祥事が発覚いたしました。事件の概要は下記の通りであります。

昨今のコンプライアンス経営の高まりの中、弊社におきましてもコンプライアンス教育を重視し、法令遵守を経営の基本としているなかでこのような事件が発生いたしましたことは痛恨の極みであり、対象となられたお客様に対し深くお詫び申し上げますとともに、現在お取引をしていただいているお客様並びに金融機関、株主様など関係各位に対しましても重ねて深くお詫び申し上げます。

記

1. 発覚日時 平成 18 年 10 月 11 日夕刻、本社検査部長に対し、告発文書が提出される。

2. 事件概要

- ①融資関連において不動産登記が発生する場合、司法書士に依頼せず、社員個人が登記申請書を作成し、登記手数料的なものを顧客に請求し、個人の収入としていた。
- ②最終弁済期日前の一括返済時に、会社に対しては違約金を徴求しないこととして処理する一方、顧客に対しては違約金名下として金員を詐取し、個人の収入としていた。
- ③その他、司法書士事務所の事務員、不動産業者、ゴルフ会員権業者等よりリベートを受領し、個人の収入としていた。

3. 期 間 平成 15 年 4 月より平成 18 年 9 月まで

4. 被害総額 8,950千円（81顧客）、但し社内には疎明資料等はなく本人らの申告によるものであります。今後お客様への対応をもって確定させ、全額返戻の予定であります。
5. 関与社員 弊社堺支店元支店長を含む社員7名。  
これら社員につきましては、顧客に対する詐欺行為に基づく刑事告発を検討いたしております。また、対象となったお客様につきましては使用者責任の観点から全額返戻を行う予定であり、その際には損害賠償請求も検討いたします。
6. 人事措置 ①社長以下役員の管理監督責任につきましては、しかるべき時期をもって決定いたします。  
②本件関与者社員につきましては、平成18年11月1日付にて懲戒解雇を含む7名の厳正な処分を行っております。
7. 再発防止策 ①不動産登記に関しては再度取扱いルールの徹底を行い、依頼司法書士の指定等、支店裁量の制限を含む再発防止策の強化を図ります。  
②検査部検査・監査手法の拡大強化を図り、事務検査とともに摘発検査の視点を導入し、社員カウンセリングの実施等内部牽制機能の強化に努めてまいります。  
③内部通報制度が十分に機能しなかった反省を踏まえ、第三者機関（弁護士等）を活用することを検討し、より一層社内通報制度の充実を図ります。  
④今回の事件が社員としての倫理観の欠如が原因の1つとの観点から、階層別・所属別にコンプライアンス研修を実施することはもとより、その中で倫理観の醸成に資する内容を織り込み、研修の充実強化に取り組んでまいります。  
⑤顧客接点のある営業社員につきましては、長期在店とならないよう異動頻度を高め、人事配置の活性化を図ってまいります。  
⑥今後、専門家を中心とした第三者機関を立ち上げ、本件についての調査、改善を行ってまいります。

以上